駐車場附置義務制度で
お困りのディベロッパー様へ

駐車場附置義務制度

地域によっては建築物の規模などに応じて
駐車場を義務付けるものです。

制度緩和の動き

カーシェアリング車両の設置に対して
各自治体が緩和するケースもあります。

こんな時に「Trendy24 カーシェアリング」の導入で解決！！

具体的な緩和内容
例）立川の場合

カーシェアリング車両 1 台につき、住宅戸数 15 戸分の
附置義務が免除される仕組みです。
例：100 戸の住宅を建設する場合、カーシェアリング車両を
2 台設置すると、住宅戸数 30 戸分が免除されます
（100 戸 - 15 戸 ×2 台 = 70 戸）。
この場合、70 戸の建物の駐車場台数計算は
70 戸 ×1/2（または条例で定められた率）= 35 台分に加え、
荷捌き車両用の駐車場 1 台以上が必要となります。

導入メリット

01

マンション居住者の
生活利便性向上！！

02

マンションの
付加価値向上！！

初期
費用
0円

03

トラブル、車両整備も
充実！！

トラブル対応も全て
対応いたします！！